

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 1 月 22 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 2 号

屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

屋外広告物条例施行規則（昭和 47 年岩手県規則第 41 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																						
<p>様式第14号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>1 県の区域内において 営業を行う営業所の名 称及び所在地</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		1 県の区域内において 営業を行う営業所の名 称及び所在地	[略]	[略]		<p>様式第14号（第24条関係）</p> <p>[略]</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>1 県の区域（<u>盛岡市の 区域を除く。</u>）内にお いて営業を行う営業所 の名称及び所在地</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		1 県の区域（ <u>盛岡市の 区域を除く。</u> ）内にお いて営業を行う営業所 の名称及び所在地	[略]	[略]											
[略]																							
1 県の区域内において 営業を行う営業所の名 称及び所在地	[略]																						
[略]																							
[略]																							
1 県の区域（ <u>盛岡市の 区域を除く。</u> ）内にお いて営業を行う営業所 の名称及び所在地	[略]																						
[略]																							
<p>様式第18号（第27条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>登録年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>1 県の区域内において 営業を行う営業所の名 称及び所在地</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		登録年月日	[略]	[略]		1 県の区域内において 営業を行う営業所の名 称及び所在地	[略]	[略]		<p>様式第18号（第26条関係）</p> <table border="1"><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>登録年月日</td><td>[略]</td></tr><tr><td>有効期間の満了年月日</td><td>年 月 日</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>1 県の区域（<u>盛岡市の 区域を除く。</u>）内にお いて営業を行う営業所 の名称及び所在地</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr></table> <p>[略]</p>	[略]		登録年月日	[略]	有効期間の満了年月日	年 月 日	[略]		1 県の区域（ <u>盛岡市の 区域を除く。</u> ）内にお いて営業を行う営業所 の名称及び所在地	[略]	[略]	
[略]																							
登録年月日	[略]																						
[略]																							
1 県の区域内において 営業を行う営業所の名 称及び所在地	[略]																						
[略]																							
[略]																							
登録年月日	[略]																						
有効期間の満了年月日	年 月 日																						
[略]																							
1 県の区域（ <u>盛岡市の 区域を除く。</u> ）内にお いて営業を行う営業所 の名称及び所在地	[略]																						
[略]																							
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>																							

附 則

- この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則による改正後の屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）様式第 14 号は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出する屋外広告業登録申請書について適用し、施行日前に提出した屋外広告業登録申請書については、なお従前の例による。
- 改正後の規則様式第 18 号は、施行日以後に交付する屋外広告業登録済証について適用し、施行日前に交付した屋外広告業登録済証については、なお従前の例による。